

タクシーご利用の皆様へ

日頃タクシーをご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、『小型車区分の廃止』に伴い、山梨県A地区のタクシー運賃を改定し、平成29年4月17日より実施することとなりました。

タクシー業界におきましては、安全輸送とサービス向上により一層の努力をしておりますので、今後ともご利用のほどよろしくお願い申し上げます。



運賃料金表

1. 距離制運賃		
(普通車) 初乗運賃	1.8 kmまで	730 円
加算運賃	283mを増すごとに	90 円
2. 時間距離併用運賃	時速 10 km以下で走行した場合	
(普通車)	1 分 45 秒ごとに	90 円
3. 時間制運賃		
(普通車)	30 分までごとに	3,250 円
		↓
		3,440 円

※時間制運賃は事業者によって異なります。

平成29年4月17日

(一社) 山梨県タクシー協会

TEL 055-262-1212